

令和4年度さいたま市市民活動及び協働の推進助成金 一般助成事業にかかる審査・選考方法

1 目的

この審査・選考方法は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業の目的にふさわしい事業を選考するため、必要な事項等を定める。

2 審査・選考方法

さいたま市市民活動推進委員会（以下、「委員会」という。）は、以下の第一次審査及び第二次審査により、事業を選考する。ただし、委員会において、当該事業に応募した市民活動団体の役員の職にある者は、応募事業に係る審査には加わることができない。

なお、審査は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うまん延防止等重点措置が適用されていることから書面審査とする。また、選考は、各委員の審査結果及び意見を委員長がとりまとめて行うものとする。

(1) 第一次審査（第6回委員会）

委員は、委員会の資料を基に申請事業を審査し、審査結果を提出書類に記載し提出する。指定の期日までに書類を提出した委員は、第一次審査に出席したものとみなす。

[審査の方法]

審査は、以下の方法で行うものとする。

- ① 委員は、「資料1」（審査資料）を読み、審査基準（本資料の表1）に基づく5段階（本資料の表2）で評価した点数及び意見（優れている点、見直しの必要がある点など）を「資料3（別紙1）」に記入する。
- ② 事務局は、全委員の合計した点数及び意見を「別紙2」にまとめる。なお、「別紙2」は無記名とし公開する。
- ③ 審査は、原則として合計点数の高いものから第一次審査通過事業として選考する。合計点数の少ない第一次審査事業には、「別紙2」に記載された意見を集約した選考理由を付す。なお、選考理由は、「別紙3」に記載する。

[審査資料]

○資料1 「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業申請一覧」

（フラットファイル）

- ・さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業計画書
- ・マッチングファンド助成金一般助成事業意見書

[提出書類]

- 資料3（別紙1）「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業採点表（第一次審査）」
- 資料4「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業質問表」
※資料4の提出は任意とする。

[事業への質問]

事業に対する疑義及び質問等がある場合は、資料4に記入のうえ、提出する。なお、質問に対する回答は第二次審査の資料とする。

[出席]

指定の期日までに書類の提出があった委員を出席とする。

[指定の期日]

令和4年2月14日（月）

[書類の提出方法]

郵送、FAX、Eメール

表1 審査基準

| | |
|--------|---|
| 社会貢献性 | 解決に取り組む課題は、地域又は社会にとって必要性が高く、広く市民に成果が還元される公益性の高い事業か。 |
| 発展性 | 多数の市民の参加があり、新たな市民活動が生まれるなどの波及効果が期待でき、市民活動が活発化するか。 事業の実施を通して新たなノウハウを獲得し、事業終了後も継続的な活動が期待でき、団体の活動の発展につながるか。 |
| 先進性 | 先駆的、先進的であり、団体の特性を活かした事業か。 |
| 実現可能性 | 実施可能な方法、計画で立案されており、期間内に確実に終了できるか。 |
| 経費の適正性 | 事業を実施する経費が適正に計上されているか。 資金計画が現実的で適切か。 |
| 組織体制 | 団体が、立案した事業計画を遂行できる専門性や実績を有し、責任を持って事業を実施する体制が確立されているか。 |
| 協働の必要性 | 課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、協働することにより、事業の相乗効果・波及効果が期待できるか。 |

表2 段階評価

| | | | | |
|-------------|---------------|----------|---------------|-------------|
| 優れている 5点 | やや優れている 4点 | 普通 3点 | やや劣っている 2点 | 劣っている 1点 |
|-------------|---------------|----------|---------------|-------------|

(2) 第二次審査（第7回委員会）

委員は、「資料1（審査資料）」及び「追加資料（第一次審査で委員会から疑義のあった事項への回答及び任意提出資料※）」を基に申請事業を審査し、審査結果を提出書類に記載し提出する。指定の期日までに書類を提出した委員は、第二次審査に出席したものとみなす。

※任意提出資料とは、団体のプレゼンテーション要旨を資料にまとめたものです。

第二次審査は、例年、プレゼンテーションによる対面審査を行うことが通例ですが、まん延防止等重点措置の適用により、今年度は書面による審査とせざるを得ません。そこで、プレゼンテーションの代替となる資料を団体から提出させることにより、委員には本資料を含めた審査をお願いするものです。

なお、団体に聞き取りたい最低限の項目は例として示していますが、プレゼンテーションの実施を見越して資料を作成している団体に配慮し、任意の書式（パワーポイント等）で提出することを認めています。

[審査の方法]

審査は、以下の方法で行うものとする。

- ① 委員は、審査資料及び追加資料を基に総合評価を行い、評価（採択としたい場合に○印）及び講評（評価・期待する点、善処等を求めたい点など）を「別紙4」に記入する。
- ② 委員全員の投票を「別紙5」により合計する。なお、一覧表は無記名とし、公開する。
- ③ 原則として、投票数の多い順に、予算の範囲内で事業を選考する。
- ④ 審査結果は、「別紙6」により講評を行うとともに必要に応じて意見を付すものとする。
- ⑤ 市は、決定について申請者へ通知するものとし、不採択と決定した場合には、理由を付すものとする。

[審査資料]

○資料1「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業申請一覧」
（フラットファイル）

- ・さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業計画書
- ・マッチングファンド助成金一般助成事業意見書

○別紙7「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業 質問に対する回答」

○さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業任意提出資料

[参考資料]

○別紙2「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業採点集計表（第一次審査）」

○別紙3「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業審査結果表（第一次審査）」

[提出書類]

○別紙4「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業評価表（第二次審査）」

[出席]

指定の期日までに書類の提出があった委員を出席とする。

[指定の期日]

令和4年3月14日（月）

[書類の提出方法]

郵送、FAX、Eメール